

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	単字型投信／内外／債券
信託期間	2016年1月29日まで（2013年1月31日設定）
運用方針	安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	<p>世界各国の金融機関が発行する普通社債および期限付劣後債<sup>*1</sup>等<sup>*2</sup></p> <p>*1 期限付劣後債とは、償還期限の定めがある劣後債のことをいいます。</p> <p>*2 上記の普通社債および期限付劣後債等には、政府が保証する債券および政府が出資している発行体が発行する債券を含みます。</p>
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界各国の金融機関が発行する普通社債および期限付劣後債等を主要投資対象とします。</li> <li>・信託期間内に、満期償還日または繰上償還の可能日が到来する債券に投資し、債券の償還まで保有することを基本戦略とします。</li> <li>・外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。</li> </ul>
主な投資制限	外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
分配方針	毎年1月29日および7月29日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

運用報告書（全体版）

世界金融機関債ファンド  
（為替ヘッジあり）2013-01

第5期（決算日：2015年7月29日）

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お手持ちの「世界金融機関債ファンド（為替ヘッジあり）2013-01」は、去る7月29日に第5期の決算を行いました。ここに謹んで運用状況をご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

国際投信投資顧問株式会社は2015年7月1日に三菱UFJ投信株式会社と合併し、「三菱UFJ国際投信株式会社」となりました。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

URL : <http://www.am.mufg.jp/>

本資料の記載内容に関するお問い合わせ先

お客さま専用フリーダイヤル

TEL. 0120-759311

（9:00～17:00、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

お客さまのお取引内容につきましては、お取り扱いの販売会社にお尋ねください。

# ◆ 目 次

## 世界金融機関債ファンド（為替ヘッジあり）2013-01のご報告

◇ 設定以来の運用実績 .....	1
◇ 当期中の基準価額と市況等の推移 .....	1
◇ 運用経過 .....	2
◇ 今後の運用方針 .....	5
◇ 1万口当たりの費用明細 .....	6
◇ 売買及び取引の状況 .....	7
◇ 主要な売買銘柄 .....	7
◇ 利害関係人との取引状況等 .....	8
◇ 自社による当ファンドの設定・解約状況 .....	8
◇ 組入資産の明細 .....	9
◇ 投資信託財産の構成 .....	10
◇ 資産、負債、元本及び基準価額の状況 .....	10
◇ 損益の状況 .....	10
◇ 分配金のお知らせ .....	11
◇ お知らせ .....	11

## 本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

## ○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	標準価額			受益者 利益回り	債券組入 率	債券先物 率	元本 残存率
		税込み 分配金	期中騰 落額	期騰落 率				
(設定日) 2013年1月31日	円 10,000	円 —	円 —	% —	% —	% —	% 100.0	
1期(2013年7月29日)	10,170	50	220	2.2	4.5	94.8	99.4	
2期(2014年1月29日)	10,326	50	206	2.0	4.3	96.6	94.1	
3期(2014年7月29日)	10,382	50	106	1.0	3.6	92.4	89.2	
4期(2015年1月29日)	10,410	50	78	0.8	3.1	94.8	84.9	
5期(2015年7月29日)	10,399	50	39	0.4	2.6	96.2	80.7	

(注1) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注2) 基準価額の騰落額および騰落率は分配金込みです。

(注3) 債券先物比率は買建比率-売建比率です。

※当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。

## ○当期中の基準価額と市況等の推移

年月日	基準価額	標準価額		債券組入 率	債券先物 率
		騰落額	騰落率		
(期首) 2015年1月29日	円 10,410		% —	% 94.8	% —
1月末	10,413		0.0	95.2	—
2月末	10,428		0.2	97.1	—
3月末	10,432		0.2	94.5	—
4月末	10,435		0.2	96.3	—
5月末	10,444		0.3	97.5	—
6月末	10,447		0.4	94.8	—
(期末) 2015年7月29日	10,449		0.4	96.2	—

(注1) 期末基準価額は分配金込み、騰落率は期首比です。

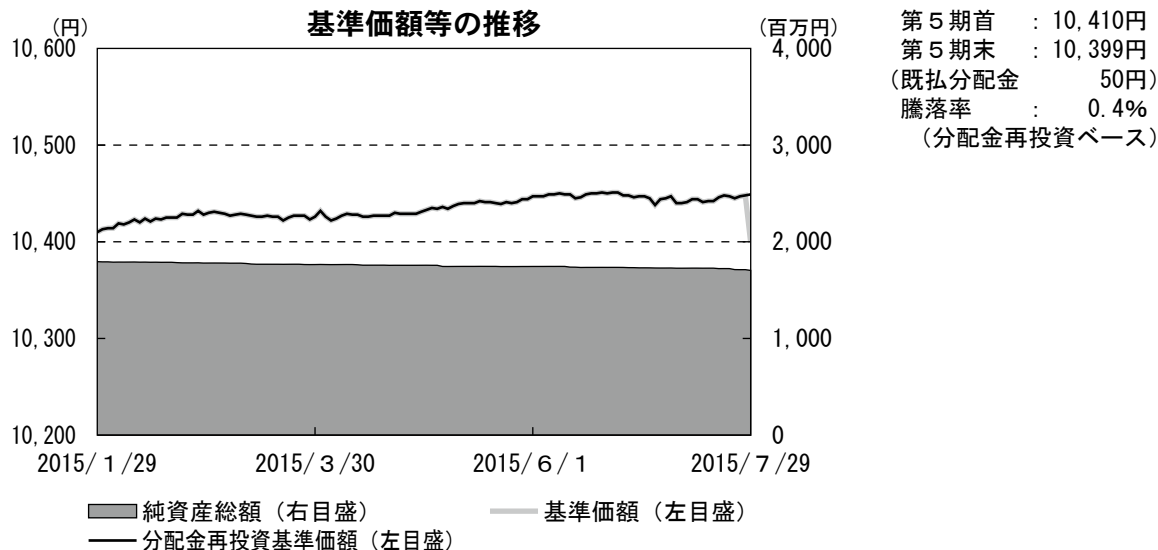
(注2) 債券先物比率は買建比率-売建比率です。

## 運用経過

## 当期中の基準価額等の推移について

（第5期：2015/1/30～2015/7/29）

基準価額の動き	基準価額は期首に比べ0.4%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。
---------	-------------------------------------



- ・ 分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
- ・ 実際のファンドにおいては、分配金を再投資するかどうかについては、お客さまがご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なるため、お客さまの損益の状況を示すものではない点にご留意ください。
- ・ 単位型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。

## 基準価額の主な変動要因

上昇要因	世界各国の金融機関が発行する普通社債および期限付劣後債（償還期限の定めがある劣後債をいいます。）等*を主要投資対象としており、保有銘柄の利息収入が得られたことなどが、基準価額の上昇要因となりました。 *上記の普通社債および期限付劣後債等には、政府が保証する債券および政府が出資している発行体が発行する債券を含みます。
下落要因	投資対象通貨の国債利回りが上昇したことなどが、基準価額の下落要因となりました。

## 投資環境について

（第5期：2015/1/30～2015/7/29）

## ◎社債市場の動向

- ・期を通じて見ると、欧米の金融機関の劣後債市場および普通社債市場は軟調となりました。
- ・2015年1月後半に欧州中央銀行（ECB）が量的金融緩和策を発表したことを受けて投資家心理が改善したほか、低金利環境下で高い利回りを求める投資家からの需要が強まったことなどからスプレッド（国債利回りとの格差）は縮小基調で始まりしました。
- ・3月に入ると、米国で主要な経済指標が市場予想を下回ったことや、早期利上げ観測が後退したことを受けて欧米の国債利回りが低下した一方、原油価格の急落が嫌気されたほか、ウクライナ情勢やギリシャの債務問題に対する懸念などから欧米の金融機関の劣後債市場および普通社債市場のスプレッドは一時的に拡大しました。その後、スプレッドは安定的に推移していたものの、4月下旬にかけてはドイツ国債利回りが急上昇したほか、ギリシャ債務問題の不透明感、米国の利上げ時期をめぐる思惑などから投資家の様子見姿勢が強まったことで市場は軟調となりました。
- ・6月後半にかけては債権団とギリシャ政府との支援交渉が決裂し、ギリシャ政府による資本規制の導入や国民投票の実施が決定されたことなどから、ギリシャ情勢を意識した神経質な展開となりました。加えて、国債利回りのボラティリティ（変動性）が高まったことなどから、欧米の金融機関の劣後債市場および普通社債市場のスプレッドは拡大しました。その後、ユーロ圏首脳会議でギリシャ金融支援について進展が見られると、金融機関の劣後債市場のスプレッドは縮小に転じました。期末にかけては、原油など商品価格が下落するなかで世界的にインフレ見通しが低下し、欧米の国債利回りが低下したことから、欧米の金融機関の劣後債市場および普通社債市場の相場は堅調となりました。

## 当該投資信託のポートフォリオについて

- ・当ファンドは、世界各国の金融機関が発行する普通社債および期限付劣後債等を主要投資対象とします。
- ・当ファンドの信託期間内に、満期償還日または繰上償還の可能日が到来する債券に投資し、債券の償還まで保有することを基本戦略としています。
  - \* 保有する債券の繰上償還に対する見通しに変更があった場合、保有する債券のデフォルト・リスクが高まったと判断した場合またはポートフォリオの状況や市場動向等によっては、償還を待たずに途中売却する場合があります。
  - \* 繰上償還とは、債券発行時に定めた条項に基づき、満期前に繰上げて償還できる権利のことをいいます。投資対象とする債券は繰上償還が約束されているものではないため、繰上償還が見送られる場合があります。この場合、基本戦略に基づいた運用ができない場合があります。
- ・ユーロ、英ポンド、米ドルの外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりました。
- ・期末の種別組入比率は、期限付劣後債を42.3%、普通社債56.5%としました。
  - \* 比率は当ファンドの純資産総額に対する割合（未収利息等を含みます。）です。
- ・前記の運用を行った結果、保有する銘柄の残存年数が短く、投資対象通貨の国債利回り上昇の影響が限定的となったほか、保有銘柄の利息収入が得られたことなどから基準価額は上昇しました。

## （ご参考）

## ポートフォリオの特性値

期首（2015年1月29日）

平均終利（*1）	1.6%
平均直利（*2）	5.1%
平均残存年数（*3）	0.6年
平均格付（*4）	BBB+

- （\*1）平均終利（複利最終利回り）とは、償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り（年率）をいいます。
- （\*2）平均直利（直接利回り）とは、利子収入部分にのみ着目した利回りで、債券価格に対する利子の割合（年率）をいいます。
- （\*3）平均残存年数は、繰上償還条項が定められている証券については、次回の繰上償還の可能日に償還されるものとして計算しています。
- （\*4）平均格付とは、基準日時点において当ファンドが保有している債券の信用格付を純資産に対する債券組入比率で加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

期末（2015年7月29日）

平均終利（*1）	1.5%
平均直利（*2）	4.5%
平均残存年数（*3）	0.3年
平均格付（*4）	BBB+

- （\*1）平均終利（複利最終利回り）とは、償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り（年率）をいいます。
- （\*2）平均直利（直接利回り）とは、利子収入部分にのみ着目した利回りで、債券価格に対する利子の割合（年率）をいいます。
- （\*3）平均残存年数は、繰上償還条項が定められている証券については、次回の繰上償還の可能日に償還されるものとして計算しています。
- （\*4）平均格付とは、基準日時点において当ファンドが保有している債券の信用格付を純資産に対する債券組入比率で加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

## 格付別組入比率

期首（2015年1月29日）

格付種類	比率
AAA	—
AA	—
A	47.3%
BBB	49.2%
BB	—
B	—
現金等	3.5%

- ※比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。
- ※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ※格付は、S&P、Moody's、Fitchの格付のうち、上位の格付をS&Pの表示方法で表記しています。（出所：Bloomberg）

期末（2015年7月29日）

格付種類	比率
AAA	—
AA	—
A	68.4%
BBB	30.4%
BB	—
B	—
現金等	1.2%

- ※比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。
- ※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ※格付は、S&P、Moody's、Fitchの格付のうち、上位の格付をS&Pの表示方法で表記しています。（出所：Bloomberg）

## 当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドは運用の目標となるベンチマーク等を設けておりません。そのため、記載すべき事項はありません。

## 分配金について

収益分配金につきましては、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案し、次表の通りとさせていただきます。収益分配に充てなかった利益（留保益）につきましては、信託財産中に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

### 【分配金】

決算期	1万口当たり分配金（税込み）
第5期	50円

## 今後の運用方針

### ◎運用環境の見直し

- ・G-SIFIs<sup>※</sup>をはじめとする欧米の大手金融機関の自己資本比率は改善傾向にあり、流動性の厚みが増すなど安定性が増していることなどから、ギリシャ問題の直接的な影響は限定的と見ています。また、パーゼルⅡの下で発行されてきた劣後債については、新規の起債供給のない閉ざされた市場で、繰上償還等により市場規模は縮小の方向にあることに変わりがなく、これらの資産を投資対象とする商品設定が相次いでいることもスプレッドの安定に寄与すると思われます。

※Global Systemically Important Financial Institutionsの略で、各国の金融監督当局等で構成され国際金融に関する措置・規制・監督等の役割を担う金融安定理事会（FSB）によって選定されるグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関のことをいいます。

### ◎今後の運用方針

- ・引き続き、世界各国の金融機関が発行する普通社債および期限付劣後債等への投資を維持する方針です。
- ・ファンドの信託期間内に、満期償還日または繰上償還の可能日が到来する債券に投資する基本戦略を維持する方針です。
- ・外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかる方針です。

## ○1万口当たりの費用明細

（2015年1月30日～2015年7月29日）

項目	当期		項目の概要
	金額	比率	
(a) 信託報酬	41円	0.396%	(a) 信託報酬 = 期中の平均基準価額 × 信託報酬率 × $\frac{\text{期中の日数}}{\text{年間日数}}$
（投信会社）	(19)	(0.188)	当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等の対価 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供 等の対価 当ファンドの財産の保管および管理、投信会社からの運用指図の実行等 の対価
（販売会社）	(20)	(0.187)	
（受託会社）	(2)	(0.021)	
(b) その他費用	1	0.008	(b) その他費用 = $\frac{\text{期中のその他費用}}{\text{期中の平均受益権口数}}$
（保管費用）	(1)	(0.006)	有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用等 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用等
（監査費用）	(0)	(0.002)	
合計	42	0.404	
期中の平均基準価額は、10,433円です。			

（注）期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

（注）消費税は報告日の税率を採用しています。

（注）各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

（注）各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。



## ○売買及び取引の状況

(2015年1月30日～2015年7月29日)

## 公社債

				買付額	売付額
外	ユ	イ	国		
			口	千ユーロ	千ユーロ
	イ	ギ	リ		
			ス		
			社債	—	(400)
イ	ギ	リ	千イギリス・ポンド	千イギリス・ポンド	
		ス			
		社債	1,526	302 (1,600)	

(注1) 金額は受渡代金です。(経過利子分は含まれていません。)

(注2) 金額の単位未満は切り捨てです。

(注3) ( )内は償還等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

(注4) 社債には新株予約権付社債(転換社債)は含まれていません。

## ○主要な売買銘柄

(2015年1月30日～2015年7月29日)

## 公社債

当			期		
買付		金額	売付		金額
銘柄	柄		銘柄	柄	
		千円			千円
GOLDMAN SACHS GP 5.25%	15/12/15(イギリス)	157,097	HSBC BANK PLC 4.75%	20/9/29(イギリス)	38,705
MORGAN STANLEY 5.125%	15/11/30(イギリス)	137,177	LLOYDS BANK PLC 6.9625%	15/5/29(イギリス)	18,026

(注1) 金額は受渡代金です。(経過利子分は含まれていません。)

(注2) 国内の現先取引によるものは含まれていません。

(注3) 金額の単位未満は切り捨てです。

## ○利害関係人との取引状況等

（2015年1月30日～2015年7月29日）

## 利害関係人との取引状況

区 分	当			期		
	買付額等 A	うち利害関係人との取引状況 B	$\frac{B}{A}$	売付額等 C	うち利害関係人との取引状況 D	$\frac{D}{C}$
公 社 債	百万円 294	百万円 —	% —	百万円 56	百万円 —	% —
為 替 先 物 取 引	9,672	9,672	100.0	9,568	9,568	100.0
為 替 直 物 取 引	39	39	100.0	156	137	87.8

## 売買委託手数料総額に対する利害関係人への支払比率

項 目	当 期
売 買 委 託 手 数 料 総 額 (A)	— 千円
う ち 利 害 関 係 人 へ の 支 払 額 (B)	— 千円
(B) / (A)	— %

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当期における当ファンドに係る利害関係人とは三菱UFJ信託銀行株式会社です。

## ○自社による当ファンドの設定・解約状況

（2015年1月30日～2015年7月29日）

該当ありません。

## ○組入資産の明細

(2015年7月29日現在)

## 外国公社債

## (1) 外国（外貨建）公社債

決算期 区分	当		期		末			
	額面金額	評 価 額		組入比率	うちBB格 以下組入比率	残存期間別組入比率		
		外貨建金額	邦貨換算金額			5年以上	2年以上	2年未満
アメリカ	千アメリカ・ドル 3,100	千アメリカ・ドル 3,138	千円 387,698	% 22.8	% —	% —	% —	% 22.8
ユ ー ロ	千ユーロ	千ユーロ						
オランダ	1,700	1,706	233,239	13.7	—	13.7	—	—
スイス	1,400	1,404	192,031	11.3	—	11.3	—	—
インド	900	909	124,332	7.3	—	—	—	7.3
イギリス	千イギリス・ポンド 3,600	千イギリス・ポンド 3,635	700,863	41.1	—	15.9	—	25.2
合 計	—	—	1,638,164	96.2	—	40.9	—	55.3

(注1) 邦貨換算金額は、当期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注2) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合です。

(注3) 額面金額・評価額の単位未満は切り捨てです。

(注4) 一印は組み入れがありません。

(注5) 評価については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。

(注6) BB格以下組入比率の計算においては、Moody'sとS&amp;Pの格付けのうち高いものを採用しています。

## (2) 外国（外貨建）公社債銘柄別

決算期 区分	種 類	当		期		末		償還年月日
		銘 柄	利 率	額面金額	評 価 額			
					外貨建金額	邦貨換算金額		
アメリカ	社 債 券		%	千アメリカ・ドル	千アメリカ・ドル	千円		
		AXIS BANK	5.25	1,000	1,005	124,263	2015/9/30	
		ICICI BANK/HK	5.0	2,100	2,132	263,434	2016/1/15	
小 計			—	—	—	387,698		
ユ ー ロ				千ユーロ	千ユーロ			
オランダ	社 債 券	ING BANK NV	3.5	1,700	1,706	233,239	2020/9/16	
スイス	社 債 券	CS GRP FIN (US)	3.625	1,400	1,404	192,031	2020/9/14	
インド	特殊債券(除く金融債)	ST BK INDIA/LON	4.5	900	909	124,332	2015/11/30	
小 計			—	—	—	549,602		
イギリス	社 債 券			千イギリス・ポンド	千イギリス・ポンド			
		GOLDMAN SACHS GP	5.25	1,300	1,319	254,290	2015/12/15	
		HSBC BANK PLC	4.75	1,400	1,405	270,885	2020/9/29	
		MORGAN STANLEY	5.125	900	911	175,688	2015/11/30	
小 計			—	—	—	700,863		
合 計			—	—	—	1,638,164		

(注1) 邦貨換算金額は、当期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注2) 額面金額・評価額の単位未満は切り捨てです。

## ○投資信託財産の構成

(2015年7月29日現在)

項 目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
公 社 債	千円 1,638,164	% 93.2
コ ー ル ・ ロ ー ン 等 、 そ の 他	119,762	6.8
投 資 信 託 財 産 総 額	1,757,926	100.0

(注1) 当期末における外貨建純資産(1,728,926千円)の投資信託財産総額(1,757,926千円)に対する比率は98.4%です。

(注2) 外貨建資産は、当期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、7月29日における邦貨換算レートは、1アメリカ・ドル=123.54円、1ユーロ=136.71円、1イギリス・ポンド=192.78円です。

(注3) 評価額の単位未満は切り捨てです。

## ○資産、負債、元本及び基準価額の状況 (2015年7月29日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資 産	円 3,417,220,724
コ ー ル ・ ロ ー ン 等	35,486,719
公 社 債(評価額)	1,638,164,749
未 収 入 金	1,697,999,708
未 収 利 息	36,995,791
未 前 払 費 用	8,573,757
(B) 負 債	1,713,686,586
未 払 金	1,697,485,140
未 払 収 益 分 配 金	8,190,939
未 払 解 約 金	1,017,923
未 払 信 託 報 酬	6,955,056
そ の 他 未 払 費 用	37,528
(C) 純 資 産 総 額(A-B)	1,703,534,138
元 本	1,638,187,903
次 期 繰 越 損 益 金	65,346,235
(D) 受 益 権 総 口 数	1,638,187,903口
1万口当たり基準価額(C/D)	10,399円

(注1) 損益の状況の中で

- ・ (D) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。
- ・ (G) 解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

(注2) 当ファンドの設定年月日は2013年1月31日、設定元本額は2,027,591,004円、期首元本額は1,723,431,404円および期末における元本残存率は80.7%です。

(注3) 1口当たり純資産額は、当期末1.0399円です。

(注4) 計算期間末における純資産額の元本超過額73,537,174円と費用等控除後の配当等収益36,400,285円のうち、多い金額73,537,174円を分配対象金額として8,190,939円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。

※本運用報告書作成時点において、本計算期間に係るファンドの監査は終了していません。

## ○損益の状況 当期 (2015年1月30日~2015年7月29日)

項 目	当 期
(A) 配 当 等 収 益	円 44,606,838
受 取 利 息	44,084,296
そ の 他 収 益 金	522,542
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	△ 37,943,179
売 買 益	187,838,503
売 買 損	△225,781,682
(C) 有 価 証 券 評 価 差 損 益	6,487,410
(D) 信 託 報 酬 等	△ 7,093,370
(E) 当 期 損 益 金(A+B+C+D)	6,057,699
(F) 前 期 繰 越 損 益 金	70,740,218
(G) 解 約 差 損 益 金	△ 3,260,743
(H) 計 (E+F+G)	73,537,174
(I) 収 益 分 配 金	△ 8,190,939
次 期 繰 越 損 益 金(H+I)	65,346,235

## ○分配金のお知らせ

決 算 期	第 5 期
1 万 口 当 たり 分 配 金 (税 込 み)	50 円

◆分配金は各決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

## ◆課税上の取り扱い

・個人受益者が支払いを受ける収益分配金については配当所得として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収されます。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

\*三菱UFJ国際投信では本資料のほかに当ファンドに関する情報等の開示を行っている場合があります。詳しくは、取り扱い販売会社にお問い合わせいただくか、当社ホームページ (<http://www.am.mufg.jp/>) をご覧ください。

## 【お知らせ】

- ①委託者である「国際投信投資顧問株式会社」は「三菱UFJ投信株式会社」との合併により解散し、存続会社である「三菱UFJ投信株式会社」は2015年7月1日付で「三菱UFJ国際投信株式会社」と商号変更するための、所要の約款変更を2015年7月1日に行いました。
- ②委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行うための、所要の約款変更を2015年7月1日に行いました。
- ③2014年1月1日から、2037年12月31日までの間、普通分配金並びに解約時又は償還時の差益に対し、所得税15%に2.1%の率を乗じた復興特別所得税が付加され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%（法人受益者は15.315%の源泉徴収が行われず。））の税率が適用されます。